

「国営公園及びレクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」の結果

総務省近畿管区行政評価局（局長：大寺廣幸）は、12月22日、「国営公園及びレクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」の調査結果に基づき、国土交通省近畿地方整備局及び林野庁近畿中国森林管理局に対して改善意見を通知した。

この通知は、近畿管区行政評価局及び福井、奈良、和歌山各行政評価事務所が8月～11月にかけて近畿管内に設置されている国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園及び国営明石海峡公園の3国営公園、並びに、レクリエーションの森53箇所を調査した結果、国営公園については、維持管理の適正化、利用の促進、管理委託契約の改善、また、レクリエーションの森については、保護管理の効果的な推進、利用の促進、管理経営方針の見直し、設定の見直し等の必要性が認められたことから、これらの改善を求めたものである。

1 背景事情

国が都市公園法に基づき設置・管理する「国営公園」は、レクリエーションの拠点としてだけでなく、都市圏の緑の保全、環境学習の場の提供、歴史的風土・文化財の保存・活用、地域交流の推進等に多様な役割を果たしている。

国は、平成10年に、国有林の管理経営の方針を、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換。公益的機能の確保を第一とする公益林のうち、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した箇所等を選んで整備している「レクリエーションの森」は、国民の森林とのふれあいや保健・文化・教育的な活動の場として広く利用されている。

2 調査実施時期

平成16年8月～11月（ただし、和歌山行政評価事務所は同時期、福井及び奈良行政評価事務所は10月～11月、レクリエーションの森のみ担当）

3 調査対象機関

近畿地方整備局、近畿中国森林管理局

4 調査担当

近畿管区行政評価局、福井行政評価事務所、奈良行政評価事務所、和歌山行政評価事務所

調査結果の概要

通知事項

国営公園関係

1 国営公園の維持管理の適正化

近畿地方整備局では、国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園及び国営明石海峡公園の施設等の維持管理を（財）公園緑地管理財団及び（財）河川環境管理財団にそれぞれ委託して実施。

[調査結果]

正式名称は「甘樫丘」であるが「豊浦」展望台と表示されている等案内表示板の不備等（飛鳥 10 件、淀川 10 件、明石 1 件、計 21 件）。

トイレのドアの鍵が壊れており、内側から施錠が出来ないもの等施設の破損等（飛鳥 1 件、淀川 27 件、明石 1 件、計 29 件）。

使用禁止のトイレを放置（淀川 5 件）、車椅子用トイレのドアの鍵が施錠されたままで使用できない（淀川 5 件）。

3.5メートル以上とすることとされている幅員が、一般車両用の幅員（2.5メートル）と同程度であるため車椅子が使用できない例（飛鳥 2 件、淀川 4 件、計 6 件）。この中には、開渠の側溝の横に車椅子用駐車場を設置しているため、車椅子が側溝に落ちる恐れのある例あり（淀川 2 件）。

駐車台数が 200 台までは 50 台につき 1 台の車椅子用駐車場を整備することとなっているが、駐車台数 79 台の駐車場を整備しながら車椅子用駐車場が皆無の例等（淀川 7 件）。

休憩施設で分煙化が図られていないため、幼児や小中学生等多くの人が受動喫煙の被害を受けている（飛鳥 6 件）。

この他、誘導ブロックの色が床面と同系色となっており、かつ幅も 3センチメートル程度と狭く、弱視者も含め識別しにくい誘導ブロックが設置されている例（明石 1 件）等。

[改善意見]

近畿地方整備局は、利用者に安全で快適な憩いの場を提供する観点から、国営飛鳥歴史公園事務所、淀川河川事務所及び国営明石海峡公園事務所に対して、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。

案内表示板の不備、施設の破損、廃棄物の放置等の不適切な事例及び法令等による基準への対応が不十分な事例について速やかに改善を図ること。

公園施設の維持管理について、定期的にチェックリスト等を用いて実態調査を実施するなどの確な現地確認を行うこと。

2 国営公園の利用の促進

昭和 52 年 3 月に開園した淀川河川公園の利用者は平成 15 年度には 506 万人、昭和 49 年 7 月に開園した国営飛鳥歴史公園は、昭和 61 年度の 162 万人をピークに減少傾向にあり平成 15 年度 86 万人と半減、平成 14 年 3 月に開園した国営明石海峡公園は、平成 14 年度 15 . 4 万人、15 年度 14 . 7 万人とほぼ横ばい。

【調査結果】

施設の利用状況

淀川河川公園の施設の中には利用状況(平成 15 年度の利用者数)が、島本地区及び大塚地区のゲートボール場は島本地区 5 人、大塚地区 0 人、大塚地区の陸上競技場は 150 人、仁和寺野草地区のディスクゴルフ場は、13 人と低調なものあり。

障害者等への事前情報提供

利用者に配布している公園マップ及びホームページに車イス通行路等の記載がないため、車イスで利用できる遊歩道等をあらかじめ知ることができない例(国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園)あり。

案内板への外国語表示

淀川河川公園及び国営明石海峡公園では、外国語案内板が設置されていない。

【改善意見】

近畿地方整備局は、国営公園のより一層の利用促進の観点から、国営飛鳥歴史公園事務所、淀川河川事務所及び国営明石海峡公園事務所に対して、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。

淀川河川公園において利用が低調な施設については用途変更を含め対策を実施すること。

国営飛鳥歴史公園及び淀川河川公園において車イス通行路等を記載したマップの作成及びホームページへの掲載を実施すること。

淀川河川公園及び国営明石海峡公園において同公園を利用する外国人の利便性を高めるため、外国語による案内板を設置すること。

3 国営公園の管理委託契約の改善

国が行う契約は、競争契約が原則

近畿地方整備局では、国営公園の維持管理業務について業務のアウトソーシングの観点から、一括して会計法の特例により随意契約で(財)河川環境管理財団及び(財)公園緑地管理財団に委託。

[調査結果]

淀川河川公園の場合、植物管理、建物管理、工作物管理、清掃等 7 業務及び河川の維持管理費に要する費用を含め 1,082,697,000 円(平成 15 年度業務委託費、公園分 220,697,400 円、河川分 861,999,600 円)で(財)河川環境管理財団へ随意契約で一括して委託。国営飛鳥歴史公園及び国営明石海峡公園の場合は、(財)公園緑地管理財団へ随意契約で一括して委託(国営飛鳥歴史公園：6 業務、同年度業務委託費 209,800,000 円、国営明石海峡公園：6 業務、同年度業務委託費 454,500,000 円)。

一括して委託されている業務の中には個別でみると競争契約に付する可能性あり。国営飛鳥歴史公園では、従前委託していた草刈り工事を平成 15 年度には委託せず競争契約を実施。

[改善意見]

近畿地方整備局は、契約における透明性・競争性を確保する観点から、国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園及び国営明石海峡公園の維持管理業務について、管理財団に一括して委託している維持管理業務の内容を精査し、維持管理業務に含まれる個々の業務のうち、合理的な理由がないものについては、財団の委託業務に含めず、別途競争入札に移行する措置を講ずる必要がある。

レクリエーションの森関係

1 「レクリエーションの森」の保護管理の効果的な推進

「レクリエーションの森」の全体的な保護管理は森林管理署等が担当しているが、このうち「自然休養林」等については利用施設の経営者、関係地方公共団体及び利害関係者の協力を得て「保護管理協議会」を結成、保護管理体制の充実を図ることとなっている。

「レクリエーションの森」では、利用者の自主的な協力を得て協力金を収受し、利用施設の整備や環境美化等の事業を行う「森林環境整備推進協力金事業」を実施できることとなっている（当局管内では4箇所の「レクリエーションの森」で実施。）

[調査結果]

「レクリエーションの森」内の利用施設の中には破損や老朽化等により利用に支障が生じていたり美観を損ねているもの、利用者事故防止のため安全確保対策が必要なもの等維持管理の適正化が必要と考えられる例（現地調査を実施した18箇所のうち11箇所）

「自然休養林」で「保護管理協議会」が未設置となっている例（近江湖南アルプス自然休養林）又は協議会構成員の見直しが必要と考えられる例（紀泉高原自然休養林）

「森林環境整備推進協力金事業」の実施実績が低調又は運用休止状態となっている例（鉢伏山野外スポーツ地域、近江湖南アルプス自然休養林奥島地区、奥伊吹野外スポーツ地域）

森林管理署が「レクリエーションの森」の保護管理（巡視、ゴミの清掃・歩道修理等）にNPO法人・ボランティア団体等の協力を得て効果を上げている例（明治の森箕面自然休養林、松原風景林、大和三山風景林、紀泉高原自然休養林等5箇所）

国民の自然とのふれあいに対する関心が高まるなか「レクリエーションの森」内でも利用者の事故等が発生しているが、紀泉高原自然休養林では、地元消防組合が携帯電話で緊急通報を行う場合の通報位置特定のためのプレートハイキングコース沿いに設置。

[改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の保護管理の効果的な推進を図る観点等から、次の措置を講じる必要がある。

1 「レクリエーションの森」の維持管理の適正化

(1) 老朽施設・破損施設の補修又は撤去、展望地点からの眺望の確保、遊歩道周辺の草刈り等の適切な実施

(2) 遊歩道等からの転落防止柵の設置等利用者安全対策の実施

(3) 利用者サービス改善のための道標等案内表示の見直し

2 「自然休養林」における「保護管理協議会」の設置又は既存協議会の充実（構成員の拡大）による関係者間の連携・協力体制の強化

3 実績が低調又は運用休止状態となっている「森林環境整備推進協力金事業」の活性化

4 NPO法人・森林ボランティア団体等の行う自主的な森林づくり活動・森林保全活動との連携・協力による「レクリエーションの森」の保護管理の充実・強化の一層の推進

5 携帯電話の広範な普及を踏まえ、携帯電話により「レクリエーションの森」内から119番通報を行う場合の通報位置特定システムの整備（通報位置プレートの設置等）等緊急時対策に係る関係機関との連携の推進

2 「レクリエーションの森」の利用の促進

「レクリエーションの森」が国民に広く効果的に利用されるためには、事前に、利用のための情報を、誰もが簡単に入手できる方法で、広く提供する必要がある。

当局管内の一部の「レクリエーションの森」では、バリアフリー遊歩道や車イス対応トイレの整備が行われている（松原風景林、近江湖南アルプス自然休養林、明治の森箕面自然休養林）。

「レクリエーションの森」をフィールドとして、森林管理署等による「森林教室」等の森林環境教育の取り組みが行われている例がみられる。

[調査結果]

インターネット（森林管理局・森林管理署等のホームページへの掲載等）を活用した「レクリエーションの森」の利用情報の提供が不十分な例あり。

障害者等の利用に対する配慮について、更に改善を要する例。

- ・ 出入口に段差等のある車イス対応トイレ（松原風景林、明治の森箕面自然休養林）
- ・ 障害者の利用に対する配慮措置（障害者専用駐車場の整備、身体障害者割引の実施等）の情報提供が不十分（近江湖南アルプス自然休養林）等

[改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の一層の利用の促進を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- 1 森林管理局および森林管理署等のホームページにおける「レクリエーションの森」の利用情報の提供の推進
- 2 「レクリエーションの森」の施設整備及び利用情報の提供における障害者に対する配慮措置の改善
- 3 学校における総合的学習時間の導入、環境教育推進法の施行、森林環境教育における国有林の活用方針（国有林野の管理経営に関する基本計画）等を踏まえ、「レクリエーションの森」を活用した森林環境教育事業（森林教室、林業体験等）の積極的推進

3 「レクリエーションの森」の管理経営方針の見直し

「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、施設整備や森林整備等の基本方針、設置施設の計画を主たる内容とする「管理経営方針書」を策定する。

[調査結果]

レクリエーション需要の減少により、施設計画において整備対象となっている施設の半数の整備が保留されたままとなっており、今後の整備見通しについて再検討が必要な例（鉢伏山野外スポーツ地域）自然休養林内の主要施設である国設の野営場が施設の老朽化やニーズの変化等により利用休止又は利用低迷状態にある例あり（近江湖南アルプス自然休養林一丈野地区・奥島地区）

[改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の効果的な管理経営の推進を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- 1 施設整備が中断している「レクリエーションの森」について、今後の整備見通しについて再検討を行い、需要動向等の変動に対応した効果的な管理経営方針となるよう、利用目標、施設整備・利用方法の基本方針、施設計画等の見直しを図ること。
- 2 主要施設が利用休止又は利用低迷している「レクリエーションの森」については、施設の廃止も視野に入れて今後の対応策を検討するとともに、廃止する場合は跡地活用、廃止後の「レクリエーションの森」全体の新たなレクリエーション利用のあり方等について管理経営方針の見直しを行うこと。

4 「レクリエーションの森」の設定の見直し

「レクリエーションの森」は、国有林野の位置及び交通条件、観光レクリエーション資源の特色、需要動向予測等を踏まえ、おおむね 10 年以内に「レクリエーションの森」として整備すべき国有林野を対象に選定する。

[調査結果]

)「レクリエーションの森」としての実態が消失しており、設定の廃止が適切と考えられる例、) 現行の「管理経営方針書」において設定趣旨に応じた施設計画が作成されておらず、今後も作成が見込めない場合、設定の廃止又はタイプ区分の変更を検討する必要があると考えられる例、) 「レクリエーションの森」として設定後、予定した施設整備事業がまったく着手されておらず、今後も事業の実現可能性が認められない場合、設定の廃止を検討する必要があると考えられる例等設定の見直しが必要と考えられる例がみられた(8箇所)

[改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の設定の適正化を図る観点から、地元市町村のレクリエーションに関する計画、関係機関等の意見、その他社会経済情勢等を踏まえて、既存設定内容の見直しを行う必要がある。